

しんじゅくコール ☎03-3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時
FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。



撮影協力:秋山郁子さん(新宿区聴覚障害者協会)

誰もが心を通じ合える まちに向けて

新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例を制定しました

障害がある方のコミュニケーションの充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、同条例を制定しました(6月19日公布・施行)。
【問合せ】障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階) ☎(5273)4516・FAX(3209)3441へ。

条例の内容

基本理念

手話言語は、ろう者が日常生活または社会生活を営む上で必要不可欠な言語であり、音声言語と同等に扱わなければならない。

障害者が情報を取得し、または自らの意見を発信するに当たっては、障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を自由に選択することができる権利が最大限に保障されなければならない。

区の責務と区民・事業者の役割

区の責務

手話言語への理解の促進・障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

区民の役割

障害・障害者への理解を深めるため、区が推進する施策への積極的な協力・参加に努めます。

事業者の役割

障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を積極的に活用し、円滑なサービスができるよう必要な措置や合理的配慮に努めます。



障害の有無を超えて誰もがいきいきと暮らし続ける
共生社会を3つの主体が協力して実現

区の主な取り組み

- 区役所本庁舎での手話通訳者の配置
毎週火曜日午前8時30分~午後0時30分、毎週金曜日午後1時~5時に、手話通訳者を配置しています(いずれも祝日等を除く)。
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣
聴覚障害のある方や音声・言語機能障害のある方が日常生活で必要な場合に派遣しています。
- 点字版・音声版の発行物の製作
広報新宿のほか、しんじゅくの教育、新宿区議会だより等の点字版・音声版を製作しています。

- 視覚・聴覚障害者交流コーナーの運営
視覚・聴覚に障害のある方等を支援するボランティアの方が交流する場を区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)で運営しています。



▲コーナー担当推進員が代読・代筆などの支援を行います

新たな取り組み

- ★動画による条例の周知
条例の内容を翻訳した手話動画を新宿区ホームページで公開します(7月上旬~中旬)。
- ★点字カードプレス機体験機会の創出
点字を身近に感じられるよう、視覚・聴覚障害者交流コーナーに機器を用意し、点字を体験できるようにします。
- ★手話の普及啓発と障害理解の促進に向けたパンフレット・パネルの作成
- ★ヒアリンググループの貸し出し
補聴器等を使用している方が会議や講演会の音声を聞き取りやすくなる装置「ヒアリンググループ」を、視覚・聴覚障害者交流コーナーで貸し出します。



6月は「コロナ警戒期間」です 現在、区主催等イベントの中止・延期、区施設等の休館等の対応を行っています
最新の情報は、新宿区ホームページまたは各主催者・各施設に直接、ご確認ください。

令和元年度 下半期

財政運営状況

区では、地方自治法の規定に基づいて毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の補正や執行状況などを公表し、財政面から区政運営の状況を区民の皆さんにお知らせしています。今回は、令和元年度に予算を補正して取り組んだ事業と、令和2年3月末現在の財政状況の概要をお知らせします。

なお、区財政の収支は、5月末までを収入と支出を整理する期間としています。令和元年度決算の概要は、10月末にお知らせします。

【問合せ】財政課(本庁舎3階) ☎(5273)4049・FAX(3209)1178へ。

一般会計

- ◎区の予算は一般会計と特別会計があります。一般会計では、特別会計(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療)以外の区政に必要なあらゆる収入と支出を扱います。
- ◎歳入・歳出予算は、1つの会計年度内の収入と支出の見積もりです。収入済額・支出済額は実際の収入と支出の額です。

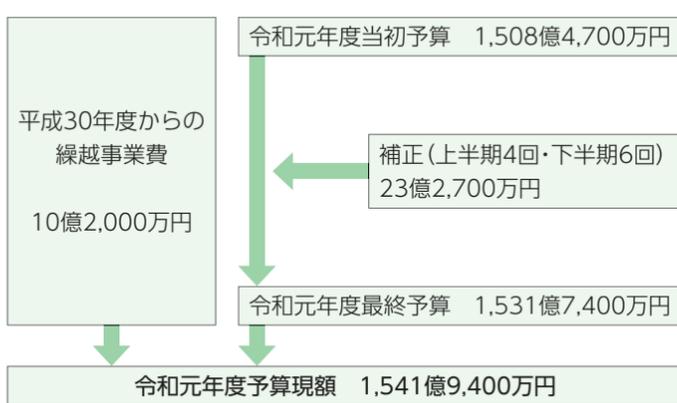
予算の概要

令和元年度当初予算に補正予算を加えた最終予算は、10回(下半期6回)の補正を行った結果、1,531億7,400万円でした(右図)。主な補正予算の内容は右表のとおりです。

収入・支出の状況

最終予算に平成30年度から繰り越した事業費10億2,000万円を加えた予算現額は1,541億9,400万円です。令和2年3月末現在の収入済額(歳入)は1,406億500万円(収入率91.2%)、支出済額(歳出)は1,245億4,100万円(執行率80.8%)です(下図)。

◎一般会計の流れ



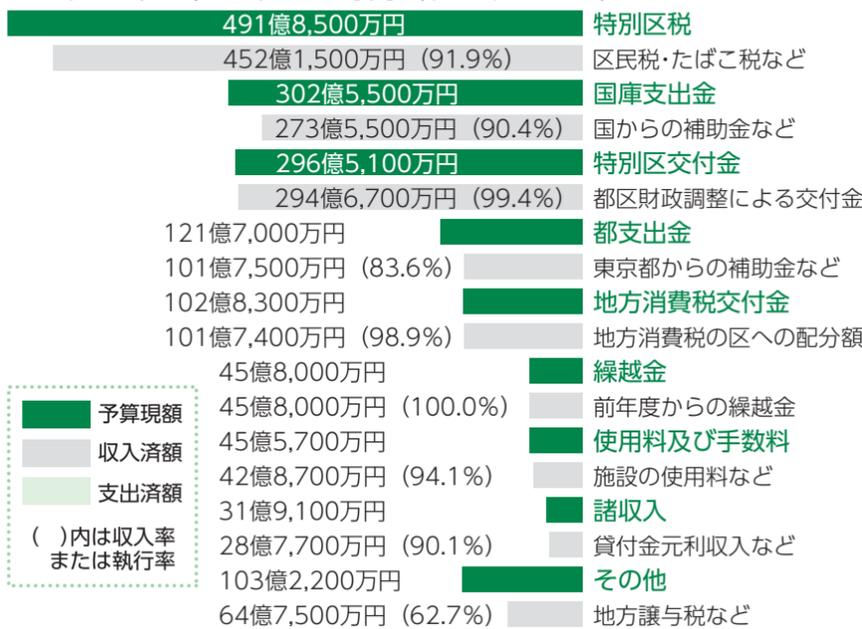
◎令和元年度に予算を補正した主な事業

補正事業	補正予算額
プレミアム付商品券事業	8億6,928万円
小・中学校のブロック塀等安全対策	2億8,547万円
幼児教育・保育の無償化	2億8,160万円
麻しん・風しん予防接種等	1億1,933万円
牛込保健センター等複合施設の建替え	1億620万円
受動喫煙防止対策の推進	7,000万円

※3月の予算の補正では、工事費などの実績に応じて総額34億7,599万円を減額しました。

歳入

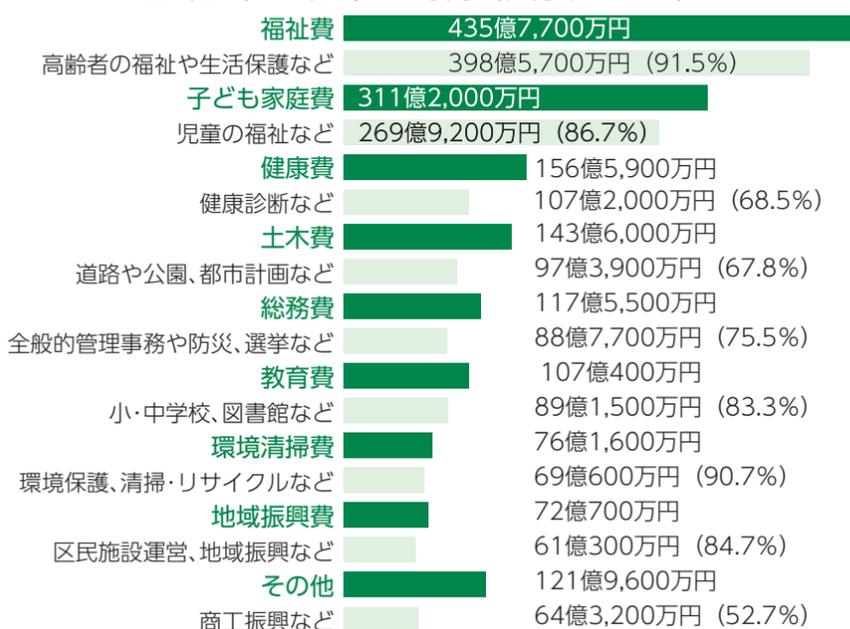
収入済額1,406億500万円(収入率91.2%)



◎収入・支出済額の内訳

歳出

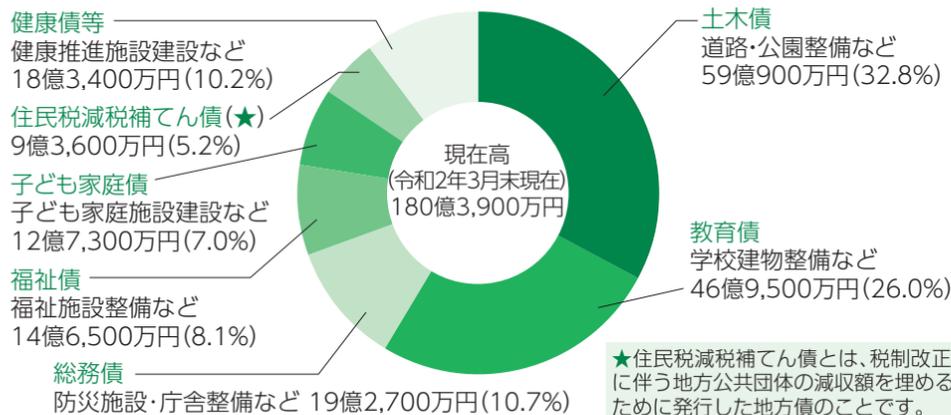
支出済額1,245億4,100万円(執行率80.8%)



特別区債と基金

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、特別区債を発行して資金を借り入れ、財源を補充します。令和2年3月末では、発行額305億1,400万円、償還済額124億7,500万円、現在高は180億3,900万円です(下図)。また、区の貯金に当たる基金の令和2年3月末の現在高は530億7,800万円です(下表)。

◎特別区債の現在高



◎基金の現在高

基金の種類	現在高
財政調整基金(年度間の財源の調整を図るための基金)	302億8,900万円
社会資本等整備基金(公共施設等を整備するための基金)	75億6,700万円
減債基金(特別区債の償還に必要な財源を確保するための基金)	56億7,400万円
義務教育施設整備等次世代育成環境整備基金(小・中学校などの教育関連施設や保育所などの子育て関連施設を整備するための基金)	48億6,600万円
その他特定目的基金(公園やスポーツ施設の整備、地場産業の振興など特定の目的のための基金)	46億8,200万円
合計	530億7,800万円

※基金現在高は令和2年3月末時点での現金等の保有額です。5月末までの収入と支出を整理する出納整理期間中の積み立てや取り崩しは反映していません。

不合理な税制改正に対する特別区の主張

●一方的に奪われる特別区の税源

「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われています。

こうした不合理な税制改正による特別区全体の影響額は2,300億円を上回る規模で、これは特別区における人口50万人程度の財政規模に相当する額です。

地方税を国税化して再配分する手法は、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差は、国の責任で地方交付税財源の法定率を引き上げ、調整するべきです。

●目指すべき地方税財源の充実

特別区は、持続的な都市の発展のために取り組むべき喫緊の課題や将来的な課題が山積しています。

また、地方交付税交付金の不交付団体であることから、経済危機や大規模災害により地方税等が大幅に減収する場合にも、交付金等に頼らずに自らの財源で積み立てた基金の活用等により対応する必要があります。

備えとしての基金の増加や税収の多寡という側面にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供し、自治体間の積極的な交流や協働事業によって共存共栄する良好な関係構築を図ることであり、税源の奪い合いで自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

今こそ、各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体が持続可能な発展を目指すべきです。

後期高齢者医療制度

新しい保険証を7月3日に発送します

～8月1日から保険証の大きさがカードサイズに変わります

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562へ。

新しい保険証(オレンジ色)は簡易書留でお送りします。届き次第、新しい保険証の住所・氏名等の記載内容をご確認ください。

入院等で自宅にいない方は、お渡しできない可能性が高いため、お早めに高齢者医療担当課へご連絡ください。また、7月26日(日)までに保険証が届かない場合もご連絡ください。

現在お使いの保険証(青竹色)は、8月1日(土)以降に破棄していただくか、高齢者医療担当課にお返しください。



8月からの医療費の自己負担割合

令和元年中の所得に基づく令和2年度の住民税の課税状況で決まります。

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、令和2年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「1割」、いる場合は「3割」です。



新しい保険証
自己負担割合は囲み部分に記載しています

◎収入による特例

自己負担が3割で、令和元年中の収入が「収入の基準額(※)」に該当する場合は、申請(基準収入額適用申請)により「1割」負担となります。該当すると思われる方には、6月22日に「基準収入額適用申請書」を発送しました。7月8日(水)までに申請してください。「基準収入額適用申請書」をお送りした方の保険証は7月15日(水)に発送します。

※収入の基準額…同じ世帯の後期高齢者医療被保険者が▶1名の場合は383万円未満(70歳～74歳の方が同じ世帯にいる場合は収入の合計が520万円未満)、▶2名以上の場合は収入の合計が520万円未満

自己負担割合1割で世帯全員が住民税非課税の方へ

医療機関等で支払う金額がより低額な自己負担限度額までとなるほか、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。すでに交付を受けていて令和2年度も対象となる方には、申請がなくても、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」を7月16日(木)に発送します。

自己負担割合3割で同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の方へ

医療機関等で支払う金額がより低額な自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。すでに交付を受けていて令和2年度も対象となる方には、申請がなくても、新しい「限度額適用認定証」を7月16日(木)に発送します。

新型コロナウイルス感染症の影響で延長された期間に確定申告をした場合 今回お送りする負担割合や適用区分を変更することがあります

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が1か月延長されました。当該延長期間内(3月17日～4月16日)に確定申告をした方がいる世帯の場合、今回お送りした「保険証の自己負担割合」と「減額認定証や限度額適用認定証の適用区分」を変更する場合があります。

今後、令和2年度住民税課税所得が決定し、自己負担割合(1割または3割)に変更があった場合は、変更後の保険証を交付します。また、適用区分に変更があった場合は、減額認定証や限度額適用認定証の差し替え、または返却のお知らせをします。変更前の保険証や減額認定証・限度額適用認定証を使用した場合、差額分の納付や払い戻しの手続きをお願いすることがあります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルスに感染した方等に 傷病手当金を支給します 該当する方は電話連絡の上申請を

支給を受けるためには申請が必要です。

【対象者】給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルスに感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われるため、労務に服することができず、給与等の支払いの全部または一部を受けることができなくなった方

【適用期間】令和2年1月1日から9月30日の間で療養のために労務に服することができない期間(入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

【支給対象となる日数】労務に服することができなくなった日から起算して3日(※1)を経過した日から労務に服することができない期間(※2)のうち就労を予定していた日

※1…連続した3日後の4日目以降の日数が支給対象

※2…有給休暇や休業手当などの補償が受けられる日は対象外

【支給額】(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×(3分の2)×支給対象となる日数

申請方法・問合せ先

▶国民健康保険…所定の申請書等を原則として郵送で医療保険年金課国保給付係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。個別に詳細をご案内するため、申請前に電話で同係にお問い合わせください。申請書等は新宿区ホームページから取り出せるほか、電話で同係へご請求ください。

▶後期高齢者医療制度…所定の申請書を郵送で東京都後期高齢者医療広域連合保険課給付係「傷病手当金」担当(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1、東京区政会館16階)へ。問い合わせは「広域連合お問合せセンター」☎0570(086)519・PHS・IP電話の方は☎03(3222)4496(いずれも土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)へ。申請前に電話で同センターにお問い合わせください。申請書は同連合ホームページ(<http://www.tokyo-ikiiki.net/easynavi/kyufu/1001351.html>)から取り出せるほか、電話で同センターへご請求ください。区高齢者医療担当課(本庁舎4階)でも配布しています。

【区の担当課】区高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562

学生や失業等で国民年金のお支払いが難しい方へ

国民年金保険料の 免除・納付猶予・学生納付特例の活用を

本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が国の定めた基準内の場合や、失業等の理由がある場合、保険料が免除・猶予される制度があります。

保険料の免除などが承認された期間は、年金受給の資格期間になります。申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請ができます。保険料は未納のままにせず、ご相談ください。

●免除制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合に全額または一部免除になります。

●納付猶予(50歳未満の方が対象)と学生納付特例

本人と配偶者の所得、学生納付特例は本人の所得で審査します。承認された期間は、老齢基礎年金の受給額に反映されません。

●新型コロナウイルス感染症による臨時特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方の令和2年2月分以降の保険料の免除を申請できます。免除できる期間等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338、新宿年金事務所(大久保2-12-1) ☎(5285)8611へ。

さまざまな地域活動団体の取り組みを応援します

第2回地域コミュニティ事業助成金の活用を 申請受付期間を9月30日まで延長しています

区民主体の地域活動団体の取り組みを支援し、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進しています。

新型コロナウイルス感染症の影響で通常の受付期間内(5月31日まで)に申請できなかった団体があることを踏まえ、受付期間を9月30日(水)まで延長しています。

※申請期限は事業実施日の3週間前までです。

※期限間際の申請は、事業実施日までに助成金の交付が完了しない可能性があります。時間にゆとりをもって申請してください。

【対象団体】▶町会・自治会、地区町会連合会、地区協議会、またこれらいずれかの団体を含む実行委員会、▶地域活動団体やNPO法人等(要件あり)

【対象事業】令和3年3月31日(水)までに実施する次のいずれかの事業

▶地域全体の課題解決、▶安全安心なまちづくり、▶地域交流の促進

【助成金額】原則として助成対象経費の4分の3(1事業につき上限10万円)

【申込み】事前予約の上、所定の申請書を事業を実施する地域の特別出張所(特別出張所所管区域外は地域コミュニティ課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273)4127)へ。詳しくは、新宿区ホームページのほか、各特別出張所・同係で配布している募集要項をご覧ください。

7月・8月は

「社会を明るくする運動」強調期間

防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り
思いやりの心で育つ 地域の輪

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

区では、同運動新宿区推進委員会を設置し、保護司会、地区青少年育成委員会などの区内関係団体・機関等と共に青少年の健全育成と人間性豊かな地域づくりを目指した運動を行います。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、強調月間(7月・8月)中に予定されていた各種広報活動等は、中止または延期する場合があります。

【問合せ】子ども家庭課企画係(本庁舎2階) ☎(5273)4261へ。

保護司とは？

保護司とは、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

犯罪や非行をした人の更生を図るために、指導・援助・助言を行うとともに、犯罪や非行を未然に防ぐための活動に更生保護女性会、更生保護施設などの関係機関や協力雇用主等と連携して取り組んでいます。

さまざまな職種の方がそれぞれの経験を生かして保護司として活躍しています。



私立幼稚園の入園料・保育料を補助しています



区内在住で、下記の私立幼稚園等に通園する満3歳～5歳児がいる世帯(区外の私立幼稚園等に通園する園児を含む)に、国の幼児教育・保育の無償化補助額に上乗せして入園料・保育料を補助しています。

補助の要件・金額等詳しくは、6月下旬に各園で申請書と一緒に配布する「お知らせ」をご覧ください。新宿区ホームページでもご案内しています。

※ひとり親世帯等への保育料負担軽減も実施しています。詳しくは、お問い合わせください。

- 対象施設
▶私立幼稚園
▶幼稚園類似施設(東京都が認定した施設のみ)
●補助の主な内容
▶入園料補助金…所得にかかわらず80,000円を限度に交付します。
▶保育料補助金…所得に応じて補助額が異なります。

【申込み】所定の申請書等を7月3日(金)～17日(金)に学校運営課幼稚園係(第1分庁舎4階) ☎(5273)3103または特別出張所へお持ちください。各園では受け付けできません。

7月1日(水)～10月30日(金)
第2期募集 先着各15世帯
多世代近居同居助成・次世代育成転居助成

区内に住む親または子世帯と新たに近居・同居する場合や、義務教育修了前のお子さんを扶養し同居している子育て世帯が区内で住み替えをする場合に、かかった費用の一部を助成します。



多世代近居同居助成

区内で新たに近居または同居する子世帯と親世帯のうち引越しする世帯に、初期費用(引越し代・礼金・仲介手数料・不動産登記費用)の一部(複数世帯は20万円、単身世帯は10万円を限度)を助成します(既に近居の状態にある方は、新たに同居する場合のみ対象)。

次世代育成転居助成

義務教育修了前のお子さんを扶養し同居している子育て世帯が、区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に住み替える際の、転居に伴う家賃の上昇分(月額35,000円を限度・最長2年間)と、引越し代(10万円を限度)を助成します。

※いずれも住み替え先の住宅を契約する前に「予約登録申請」が必要です。助成にはほかにも要件があります。申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567へ。

情報公開制度
個人情報保護制度

令和元年度の運用状況をお知らせします

区では、情報公開制度・個人情報保護制度により、区民の皆さんの区政への参加の推進と個人情報保護の適正化に努めています。2つの制度の実施機関である区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会の令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)の運用状況の概要をお知らせします(実績のない実施機関は、表への掲載を省略しています)。詳しい内容は、新宿区ホームページ等でご覧いただけます。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064へ。

情報公開制度

区政情報(公文書)を、いつでも公開請求できる制度です。

公文書公開請求

【請求できる情報】実施機関の職員が職務上作成または取得した文書・図画・電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に利用するために保有するもの
【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

令和元年度の公文書公開請求の状況

Table with 7 columns: 実施機関, 請求件数, 公開, 部分公開, 非公開, 不存在, 存否応答拒否★, 未決定等. Rows include 区長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 議会, and 合計.

※請求件数と決定件数には、平成30年度中の請求に対する決定件数を含みます。
★存否応答拒否…請求公文書の存否を明らかにしないで、その請求を拒否すること

個人情報保護制度

区が保有する個人情報の適正な管理と利用のルールを定めている制度です。

個人情報業務の登録等

個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。
また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個人情報は、個人情報ファイル簿に登録しています。これらの登録簿は、業務ごとに各担当課で保管し、どなたでも閲覧できます。

令和元年度の個人情報業務登録・個人情報ファイル登録・個人情報を含む業務委託の状況

Table with 4 columns: 実施機関, 個人情報業務登録, 個人情報ファイル登録, 個人情報を含む業務委託. Rows include 区長, 教育委員会, 選挙管理委員会, 監査委員, 議会, and 合計.

目的外利用・外部提供・外部電子計算機との結合

ある業務のために区が収集した個人情報は、その業務の目的の範囲内でしか利用できません。業務の目的を超えて利用(目的外利用)できるのは、「本人の同意を得たとき」「区民の皆さんの福祉の向上を図るために適正に業務を行うとき」「法令に定めがあるとき」など一定の場合に限られます。実施機関の保有する個人情報を、区の機関以外へ提供すること(外部提供)も、同様に厳しく制限しています。さらに、個人情報処理するため、区の機関以外の電子計算機との通信回線による結合を行うこと(外部電子計算機との結合)も、一定の場合を除いて禁止しています。

令和元年度の目的外利用等の状況

Table with 4 columns: 実施機関, 目的外利用, 外部提供, 外部電子計算機との結合. Rows include 区長, 教育委員会, 選挙管理委員会, and 合計.

▶目的外利用の件数は、目的外利用を行う課が属する実施機関に集計しています。

自己情報の開示・訂正等の請求

実施機関が保有する個人情報について、本人は開示請求ができます。また、自己の個人情報に明確な誤りがあれば、訂正請求ができます。
実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。【請求ができる方】区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

令和元年度の自己情報の開示請求の状況

Table with 7 columns: 実施機関, 請求件数, 開示, 一部開示, 非開示, 不存在, 存否応答拒否★, 未決定等. Rows include 区長, 教育委員会, and 合計.

※請求件数と決定件数には、平成30年度中の請求に対する決定件数を含みます。

図書館のお知らせ

7月1日(水)から
感染予防策を十分に実施した上で
図書館の利用を再開します

来館する皆さんへ 感染予防にご協力を

3密(密閉・密集・密接)を防ぐ

定期的な館内の消毒と換気を行うため、入館は原則として1時間ごとの入れ替え制です(利用時間帯は右表のとおり)。各館の閉館時間は曜日により異なる場合があります。詳しくは、新宿区ホームページ等でご確認ください。
※四谷図書館のみ2時間の整理券制で、右表と利用時間帯が異なります。
▶閲覧席数を減らしています。席の譲り合いにご協力ください。
▶人との距離を2m程度保ってください。

Table with 2 columns: 利用時間帯, 時間. Rows include 午前(9時～10時, 10時30分～11時30分), 午後(4時30分～5時30分, 6時～7時, 7時30分～8時30分, 9時～9時45分).

※1閉館時間が午後6時の日は「午後4時30分～6時」。
※2中央・角筈・大久保・下落合図書館のみ。
★こども図書館の閉館時間は午後6時。



健康管理をする

入館の際に体温測定をします(下写真)。
発熱や風邪、息苦しいなどの症状がある場合は、来館をお控えください。



感染防止対策をする

他の利用者への感染を防ぐため、症状がない方もマスクの着用をお願いします。マスクを着用していない場合、入館をお断りする場合があります。
会話の際は、なるべく正面を避け、時間を要するお問い合わせは電話をお願いします。
来館の前後や、本・CD・DVDを利用する前後は、必ず手洗いをしてください。
各館内の消毒液をご利用ください。



第四次

子ども読書活動推進計画の達成状況



計画では、子どもの読書活動について5つの目標値を定めています(計画期間は平成28年度～令和元年度)。計画期間中の目標達成状況は右表のとおりです。今後は、第五次新宿区子ども読書活動推進計画(令和2年度～5年度)に基づき、目標達成に向けて取り組みます。

【問合せ】こども図書館 ☎(3364)1421へ。

Table with 6 columns: 目標, 対象, 平成29年1月末実績, 平成30年1月末実績, 平成31年3月末実績, 令和2年3月末(当初目標値, 更新目標値, 実績値). Rows include 区立図書館の子どもの延べ利用人数, 区立図書館における子どもの年間貸出冊数の増加, 区立図書館における団体貸出冊数の増加, 区立図書館における団体貸し出しの利用率の増加, 区立小・中学校の児童・生徒の不読者率の減少.

※平成28年度～30年度は朝読書を含みますが、令和元年度は第五次新宿区子ども読書推進計画の作成過程で「朝読書を含まない」としたため、数値の比較はできません。

令和2年 第2回区議会定例会 議決結果

区長が提出した議案は、全て可決、承認されました。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)
☎(5273)3505へ。

◆予算案3件

◎令和2年度補正予算

- 令和2年度新宿区一般会計補正予算(第4号)
- 令和2年度新宿区一般会計補正予算(第5号)
- 令和2年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

◆条例案14件

◎新設の条例

- 令和2年7月及び8月における新宿区長の給料の特例に関する条例
- 新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例

◎一部改正の条例

- 新宿区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区特別区税条例等の一部を改正する条例
- 災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例の一部を改正する条例
- 新宿区一般事務手数料条例の一部を改正する条例
- 新宿区助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を

改正する条例

- 新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例

◎廃止の条例

- 新宿区立高齢者いこいの家条例を廃止する条例

◆その他7件

- 専決処分の承認について(2件)
- 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター及び新宿区立教育センター空調改修その他工事請負契約
- 新宿区立西戸山公園野球場人工芝改修工事請負契約
- 新宿区立西戸山公園野球場照明設備改修その他工事請負契約
- 新宿区立牛込第三中学校擁壁等改築工事請負契約の変更について
- 訴えの提起について

区関連・官公署情報



都市計画原案への 公述申し出・公聴会

【対象計画案】▶都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

▶都市再開発の方針

【対象区域】特別区ほか

●公述申し出

【対象】対象区域内に在住の方、計画案に利害関係のある方(1人10分まで)

【申込み】公述申出書を7月1日(水)~15日(水)に郵送(必着)または直接、東京都都市整備局都市計画課(〒163-8001西新宿2-8-1) ☎(5388)3225・🌐https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/へ。

※上記期間中、同課・区都市計画課都市計画係(本庁舎8階)で計画案の縦覧のほか、公述申出書を配布しています。公述申出書は東京都ホームページからも取り出せます。

※都市計画区域の整備、開発・保全の方針は、縦覧期間中、東京都ホームページでも意見を募集しています。

●公聴会

【日時】8月20日(木)午後7時から、8月21日(金)午後2時から・午後7時から

【会場・申込み】当日直接、東京都庁第一本庁舎(西新宿2-8-1、大会議場)へ。先着100名程度。

相続・賃貸経営・不動産 無料電話相談

不動産鑑定士・宅地建物取引士等が電話で相談をお受けします。

【日時・相談先】7月22日までの月~金曜日午前9時~午後4時30分、NPO法人日本地主家主協会事務局☎(3320)6281へ。

【後援】新宿区

【主催・問合せ】同事務局へ。

東京都子育て支援員研修 講

子育て支援分野に従事する上で必要な知識や技能等を有する「子育て支援員」の養成研修です。

【募集コース】▶①地域保育コース、▶②地域子育て支援コース、▶③放課後児童コース、▶④社会的養護コース

【対象】都内在住・在勤で今後、子育て支援員として就業する意欲のある方

【申込み】所定の申込用紙を7月1日~15日(必着)に郵送(書留)で、①は東京都福祉保健財団(〒163-0718西新宿2-7-1、小田急第一生命ビル18階)☎(3344)8533へ。申込用紙は同財団ホームページ(🌐http://www.fukushizaidan.jp/11kosodatechien/)から取り出せます。②~④は(株)東京リーガルマインド(〒164-0001中野区中野4-11-10、アーバンネット中野ビル)☎(5913)6225へ。申込用紙は同社ホームページ(🌐https://public.lec-jp.com/kosodate-tokyo/)から取り出せます。

職員の再就職状況を公表します

令和元年度に新宿区を離職した課長級以上で、営利企業、公益団体等に再就職した職員の状況を公表します。

【問合せ】人事課人事係(本庁舎3階)☎(5273)4053へ。

◆再就職状況 ※離職日はいずれも令和2年3月31日、再就職日はいずれも令和2年4月1日

離職時の職	再就職先の名称	再就職先における地位
大久保特別出張所長	新宿区社会福祉協議会	事務局次長
落合第二特別出張所長	平成ビルディング(株)	新宿ファーストウエスト副所長
健康部高齢者医療担当課長	新宿区シルバー人材センター	事務局次長

区民のひろば

費用・申込み・問合せ

掲載行事は区の主催ではありません。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階)☎(5273)4064・📠(5272)5500へ。

★催し・講座★

◆コリアンアカデミー韓国語講座入門
10月6日~令和3年3月23日の火曜日午後7時~8時30分、東京韓国学校中・

高等部校舎(若松町)で。¥1回1,000円。📍在日本大韓国民団東京本部・李(イ)☎(3454)4711

◆講演「チェーホフの『謎』もろもろ」に区民5組10名を招待 7月5日(日)午後2時~4時、新宿永谷ビル(歌舞伎町2)で。講師は中本信幸(神奈川大学名誉教授)。📍7月3日(金)までに電話で。一般券は1人1,000円。📍劇団吹きだまり・大島☎090(1256)7385

特別区職員を募集します

◆Ⅲ類・経験者

【職種】▶①Ⅲ類…事務、▶②経験者1級職…事務、土木造園(土木)、建築、機械、電気、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理、▶③経験者2級職(主任)…事務、土木造園(土木)、建築、福祉、児童福祉、児童指導、児童心理、▶④経験者3級職(係長級)…児童福祉、児童指導、児童心理

【対象】▶①は平成11年4月2日~15年4月1日生まれ、▶②は昭和36年4月2日以降生まれで、民間企業等での業務従事歴が直近10年中4年以上ある方、▶③は昭和36年4月2日以降生まれで、民間企業等での業務従事歴が直近14年中8年以上ある方、▶④は昭和36年4月2日以降生まれで、民間企業等での業務従事歴が直近18年中12年以上あり、そのうち児童相談所での業務従事歴が5年以上ある方

※福祉、児童福祉、児童指導、児童心理以外は日本国籍であること

※福祉、児童福祉、児童指導は社会福祉士または児童指導員の資格があるか保育士となる資格をお持ちで都道府県知事の登録を受けていること

※児童心理は、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)の心理学科を卒業した方またはこれに相当する方

※②の事務、土木造園(土木)、建築、機械、電気、福祉は業務従事歴の複数通算不可

※③の事務、土木造園(土木)、建築、福祉は1年以上の業務従事歴の複数通算可(1か所で連続4年以上の経験が必要)

※②の児童福祉、児童指導、児童心理は直近10年中4年以上の業務従事歴の中で児童相談所等での業務従事歴が2年以上あること

※③の児童福祉、児童指導、児童心理は直近14年中8年以上の業務従事歴の中で児童相談所等での業務従事歴が3年以上あること

※②~④の児童心理の業務従事歴は施設を問わず、心理に関連する業務の従事歴であること

※Ⅰ類採用試験【一般方式】【土木・建築新方式】、就職氷河期世代を対象とする採用試験に申し込んだ方は、②~④に申し込めません。

【1次選考日】▶①は9月13日(日)、▶②~④は9月6日(日)

◆Ⅲ類(障害のある方対象)

【職種】事務

【対象】日本国籍で、次の要件(1)~(4)の全てに該当する方(1)次の①~④のいずれかに該当する方

▶①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている、▶②都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている、▶③児童相談所等により知的障害者であると判定された、▶④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている(2)平成元年4月2日~15年4月1日生まれ

(3)通常の勤務時間(原則として週38時間45分、1日7時間45分)に対応できる

(4)活字印刷文または点字による出題に対応できる

【1次選考日】9月13日(日)

◆就職氷河期世代

【職種】事務

【対象】日本国籍で、昭和45年4月2日~61年4月1日に生まれた方

【1次選考日】9月6日(日)

申込み

郵送は7月14日(火)(消印有効)、インターネットは7月16日(木)午後5時(受信有効)までに特別区人事委員会事務局任用課(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1)☎(5210)9787・🌐http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htmへ。詳しくは、区人事課(本庁舎3階)☎(5273)4053、特別出張所、区立図書館等で配布している採用試験案内をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症 の症状・感染に関する相談

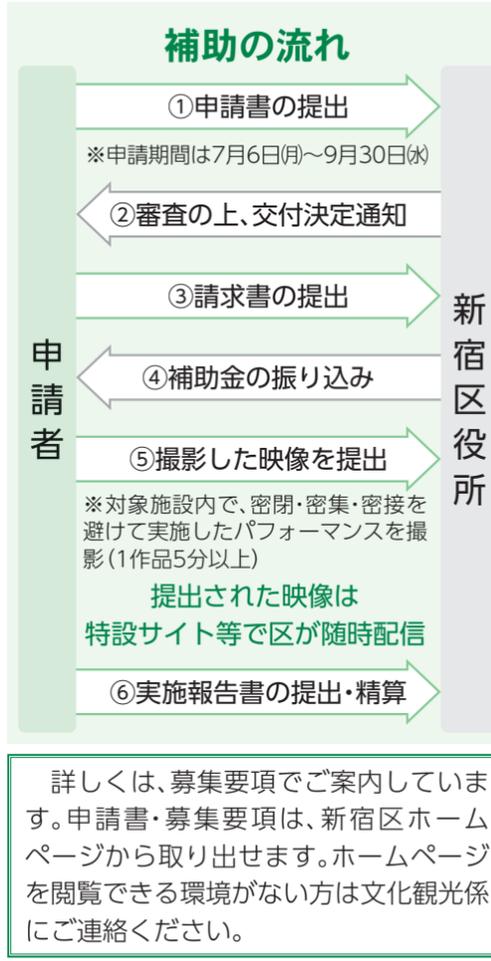
6月17日時点の情報を掲載しています
各所のホームページ等を参考に相談窓口を以下のとおりまとめました。内容は変更している場合があります。詳しくは、各所のホームページをご確認ください。

内容	相談先	電話・ファックス
感染の疑いがある 次のいずれかの症状がある方はすぐに相談を(下記症状に該当しない場合の相談も可) ▶息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある ▶重症化しやすい方(※)・妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある ▶上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ★小児は帰国者・接触者電話相談センター・かかりつけ小児医療機関に電話等で相談してください。	《新宿区》帰国者・接触者電話相談センター (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)	☎(5273)3836 FAX(5273)3820
	《東京都》帰国者・接触者電話相談センター (月～金曜日午後5時～翌午前9時、土・日曜日、祝日等は24時間受け付け)	☎(5320)4592
症状・予防など 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談(感染の疑いや症状がある等の相談を除く)	《新宿区》新型コロナウイルス相談電話 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)	☎(5273)3836 FAX(5273)3820
	《厚生労働省》(午前9時～午後9時)	☎0120(565)653
【多言語】 症状・予防など	英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・日本語 《東京都》保健医療情報センター「ひまわり」(午前9時～午後8時)	☎(5285)8181
	《東京都》新型コロナコールセンター(一般電話相談) (午前9時～午後10時)	☎(0570)550571
【聴覚障害のある方向け】 症状・予防など	《東京都》新型コロナウイルス感染症相談窓口	FAX(5388)1396

申請は7月6日から 区内文化芸術施設(劇場・ライブハウス等)へ 映像撮影・配信にかかる費用を補助します

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた休業により、甚大な影響を受けた区内の文化芸術施設を支援するため、映像配信の新たな取り組みにかかる費用を補助します。補助を受けた施設の配信映像は区の特設サイト等で公開し、皆さんが自宅で文化芸術を楽しめる機会を提供します。
【問合せ】文化観光課文化観光係(第1分庁舎6階) ☎(5273)4069・FAX(3209)1500へ。

- 対象施設**
中小企業・小規模事業者等が運営する区内の次の施設
▶劇場、▶ライブハウス、▶映画館、▶演芸場
- 補助対象経費**
上記対象施設が映像配信するためにかかる次の費用
▶映像を撮影する際に必要な人件費
▶映像を撮影・配信する際に必要な機材(カメラ・パソコン・集音用マイクロホン・スイッチャー・モニター・キャプチャーボード・編集機器・配線用ケーブル類等)の購入費・レンタル料
▶Wi-Fi整備費
▶編集・配信コンサルティング料
- 補助額**
補助対象費用の10分の9(上限額/50万円)
- 募集件数**
50件(1施設につき1件まで)



6月30日から 毎週火曜日の 窓口延長を再開します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止をしていた毎週火曜日午後7時までの窓口延長を6月30日(火)から再開します。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。

特別定額給付金 郵送申請のよくあるお問い合わせ

郵送で申請いただいた方の支給は6月26日(金)から順次、開始します。支給の際は、区から決定通知書をお送りします。現在申請が集中しているため、支給までお待たせしています。ご了承ください。

- Q 申請書に押印は必要ですか?**
A 不要です。また、押印があっても受け付けに支障はありません。
- Q 申請書が届いていません**
A 特別定額給付金対策室 ☎(3200)6000・FAX(5273)4366にお問い合わせください。
- Q 記入を間違えた場合は?**
A 訂正箇所を二重線で消して、その上または下に正しい内容を記入してください。
- Q 本人確認書類の例は?**
A ▶運転免許証(運転経歴証明書を含む)、▶健康保険証(国保資格証明書を含む)、▶マイナンバーカード、▶パスポート、▶住民基本台帳カード、▶障害者手帳、▶年金手帳、▶介護保険証、▶後期高齢者医療被保険者証、▶在留カード(特別永住者証明書を含む)、▶保護受給証明書などです。
※有効期限のある書類は期限内のものを提出してください。

詐欺被害防止 一言アドバイス

給付金の申請不備等の確認を装う詐欺にご注意を

特別定額給付金に便乗して、区職員等を装い「口座確認のためキャッシュカードのコピーをファックスで送ってください」と口座情報を詐取しようとする詐欺が報告されています。このほか、「まだ申請が完了していない」「確認事項があるので次のURLにアクセスを」などと電話や電子メールで連絡してくる詐欺が予想されます。すでに申請手続きを行った方には心当たりがある連絡のため、「不備があったかも」とだまされる場合があります。少しでも疑問や不安を感じたら、お近くの警察署または区危機管理課にご確認ください。
【警察署代表電話】▶牛込 ☎(3269)0110、▶新宿 ☎(3346)0110、▶戸塚 ☎(3207)0110、▶四谷 ☎(3357)0110
【問合せ】区危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532・FAX(3209)4069へ。

特殊詐欺の主な種類	件数
オレオレ詐欺	1件
預貯金詐欺	2件
還付金詐欺	5件
キャッシュカード詐欺盗	1件
その他	1件
合計	10件

※区危機管理課調べ

7月12日(日) マイナンバーカード 交付窓口を臨時開設します

【開設日時】7月12日(日)午前9時～午後5時(受け付けは午後4時まで)
【開設場所】区役所本庁舎1階2番窓口
※カードの受け取りには予約が必要です。
【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601・FAX(3209)1728へ。

投票は7月5日(日) 午前7時～午後8時 東京都知事選挙

投票日当日に投票に行けない方は、期日前投票ができます。区内の住所にかかわらず、いずれの期日前投票所でも投票できます。
【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階) ☎(5273)3740・FAX(5273)5230へ。

【期日前投票の日時・会場】
▶区役所第1分庁舎1階ロビー…6月19日(金)～7月4日(土)
▶特別出張所(10か所)…6月28日(日)～7月4日(土)
※時間はいずれも午前8時30分～午後8時

外出自粛で話す機会が減っていませんか 意識して口を動かそう

◆よく噛むことは健康の源

噛むと体に良いことがたくさん

- ▶ 唾液が出て、胃や腸での消化・吸収を高める
- ▶ 満腹感が得られ、肥満を防ぐ
- ▶ 歯の病気を防ぐ
- ▶ ストレスが和らぐ
- ▶ 発音がよくなる
- ▶ 味覚の発達を促す
- ▶ 脳の働きを活発にする



新宿ごっくん体操のうた

ご自宅で体を動かしながら楽しく歌える「新宿ごっくん体操のうた」もおすすめです。詳しくは、新宿区ホームページ(右図QRコード)からご覧いただけます。

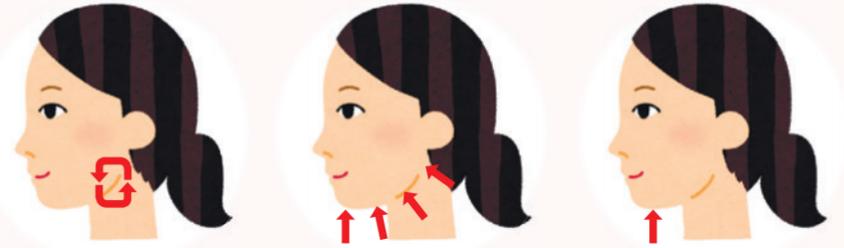


口を動かすことが減ると、唾液が出にくくなり、消化や味覚などに影響が出るほか、食べたり飲んだりする口の筋力が低下してしまいます。歌を歌ったり、食事の際はよく噛むなど、普段から口を動かすよう意識しましょう。

【問合せ】健康づくり課健康づくり推進係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3047・FAX(5273)3930へ。

◆やってみよう 唾液をたくさん出すマッサージ

食事の前に、唾液が出てきたことが実感できるまで行うことがおすすめです。



- ① 耳下腺マッサージ
手のひらを使って後ろから前に円を描くように回す
- ② 顎下腺マッサージ
親指で耳の下から顎の先まで順番に押す
- ③ 舌下腺マッサージ
親指を顎の真下から突き上げるように押す

食中毒に注意して 夏を元気に過ごしましょう

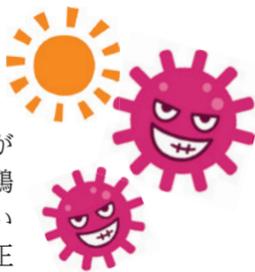
【問合せ】衛生課食品保健係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3827・FAX(3209)1441へ。



▲新宿区保健所食品衛生マスコット/新宿あわわ

梅雨から夏の時期は特に 細菌による食中毒にご注意を

高温多湿な状態が続く夏季は、細菌による食中毒が発生しやすくなります。特に、生・加熱不足の牛肉や鶏肉による食中毒が例年多発しています。抵抗力の弱いお子さんや高齢者のほか、妊娠中の方は特に注意し、正しい知識を身に付け、食中毒を予防しましょう。



食肉の生食等による食中毒の原因となる細菌

カンピロバクター

ニワトリ・ウシ・ブタ等の腸管内に生息しています。加熱していなかったり、加熱不足の食肉や内臓等が食中毒の原因となります。

感染すると、発熱・倦怠感・頭痛・吐き気・腹痛・下痢・血便等の症状を起こします。まれに感染後、神経疾患であるギラン・バレー症候群(手足のまひ・呼吸困難など)を発症することもあります。

腸管出血性大腸菌(O157など)

加熱不足の食肉、食肉から二次汚染した食品、病原体保有者が調理中に汚染した食品等から感染します。症状は、激しい腹痛から数時間後に水様下痢を起こすことが多く、血性下痢(下血)がみられることもあります。

また、溶血性尿毒症症候群(HUS)や脳障害を併発することがあり、重症の場合は死亡することもあります。

新宿あわわと一緒に食中毒予防大作戦



調理をする前・食事をする前
の手洗いも忘れずに!



生のジビエ(野生鳥獣の肉)にもご注意を

イノシシやシカなど野生鳥獣の肉や内臓を生で食べ、E型肝炎ウイルスや寄生虫に感染し、死亡した事例や重篤な症状を示した事例が報告されています。野生鳥獣はどのような病原体を保有しているか分からないため、中心までしっかり加熱しましょう。

